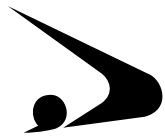


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示
環境影響評価書の作成及び環境影響評価書等の縦覧(三三四・都市計画課)

告 示

秋田県告示第三百三十四号

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十一条第二項及び第二十五条第一項第二号の規定により、都市計画道路鷹巣高速線及び大館南高速線に係る環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同法第四十条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十七条の規定に基づき、次のとおり公告し、評価書、要約書及び同法第二十四条の書面(以下「評価書等」という。)を縦覧に供する。

平成十四年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (一) 名称 秋田県
 - (二) 代表者の氏名 秋田県知事 寺 田 典 城
 - (三) 主たる事務所の所在地 秋田市山王四丁目一番一号
- 二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (一) 名称 都市計画道路鷹巣高速線及び大館南高速線
 - (二) 種類 一般国道(高規格幹線道路)の改築
 - (三) 規模 延長約十六・六キロメートル
- 三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

- (三)(二)(一) 起点 北秋田郡鷹巣町脇神
- 終点 大館市根下戸新町
- 通過市町 大館市、北秋田郡鷹巣町

四 関係地域の範囲

大館市並びに北秋田郡鷹巣町、比内町、森吉町、田代町及び合川町

五 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

- (一) 縦覧場所
 - 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田建設事務所用地課
 - 能代市川反町九番地の三 国土交通省東北地方整備局能代工事事務所調査課
 - 大館市中城二十番地 大館市建設部都市開発課
 - 北秋田郡鷹巣町花園町十九番地の一 鷹巣町まちづくり政策課
 - 北秋田郡比内町扇田字新大堤下九十三番地の六 比内町建設課
 - 北秋田郡森吉町米内沢七曲二十三番地 森吉町建設課
 - 北秋田郡田代町早口字上野四十三番地の一 田代町建設課
 - 北秋田郡合川町新田目字大野八十二番地の二 合川町建設課
- (二) 縦覧期間 平成十四年五月十日から同年六月十日まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)
- (三) 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄